地区計画の手引き (邑楽南地区)

令和3年5月

(令和5年3月 改訂版)

群馬県 邑楽町

目 次

1. はじめに	1
地区計画とは	1
2. 地区計画の内容	3
3. 地区計画の内容の解説(条例第4条)	9
建築物の制限について	9
建築物の用途の制限 (条例第4条第1号)	9
建築物の容積率の制限 (条例第4条第2号)	12
建築物の建蔽率の制限 (条例第4条第3号)	13
建築物の敷地面積の最低限度 (条例第4条第4号)	14
壁面の位置の限度 (条例第4条第5号)	16
建築物の高さの限度 (条例第4条第6号)	19
建築物等の形態又は意匠の制限 (地区整備計画)	19
4. 建築物の敷地面積の制限の適用除外について(条例第5条)	20
5. 建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合(条例第6条)	24
6. 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合(条例第7条)	25
7. 既存不適格建築物について (条例第8条)	26
既存不適格建築物になってしまった・・・	26
用途に対して既存不適格建築物でも増築・改築は可能か?(条例第8条第1項第1号~第5号)	26
既存不適格建築物でも大規模修繕・模様替えは可能か? (条例第8条第2項)	30
壁面の位置の制限に対して既存不適格建築物でも増改築等は可能か? (条例第8条第3項)	31
8. 罰則について (条例第11条)	33
罰則の内容	33
9. 地区施設について	34
道路	34
公園 • 緑地 • 広場等	34
10. 地区計画区域内の届出について	35
届出が必要な行為	36
届出を必要としない行為	37
届出例	38
届出に必要な書類	40
変更の届出	41
行為の取りやめ・取下げの届出	41
11. 開発許可制度との関わりについて	42
12. 0&A について	43

1. はじめに

- 地域コミュニティの維持と持続可能なまちづくりのために -

現在、邑楽町は、町の面積 3,111ha のうち約 2割の 413ha が市街化区域となっており、残り約8割の2,698ha が市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域となっています。

しかし、本町は農村集落から発展し高度成長期以降の住宅需要に応じて都市化が進んできた経緯があり、市街化調整区域に人口の約7割の人が暮らしているのが現状となっています。

市街地郊外などへの人口の拡散は、まち中心部の人口密度の低下に繋がり、空き家の増加、治安・衛生環境の悪化を招き、地域コミュニティの維持が困難となります。これは、市街化区域だけでなく、市街化調整区域においても同じであり、群馬県が作成した「『ぐんま"まちづくり"ビジョン』に基づく人口減少化における土地利用ガイドライン(市街化調整区域編)」(平成29年3月)においても、「市街化調整区域でも「まちのまとまり」を確保・維持することは「農地、工業用地のまとまり」を確保し、営農・操業環境を保全することにつながる」とされています。

これらのことから、町では、無秩序な宅地開発による低密度な市街地拡散の抑制、古くから集落を形成してきた地区の維持、優良な農地環境の保全を目的として、市街化調整区域の地区計画を策定しました。

地区計画とは

地区計画は、地域において、特定の制限や緩和を定める、都市計画法に定められた計画で、 下記の項目を定めることとしています。(都市計画法 第 12 条の 4・第 12 条の 5)

- ・種類
- ・名称
- ・位置及び区域
- ・区域の面積
- ・地区整備計画
- ・地区計画の目標
- ・整備・開発及び保全に関する方針

○地区整備計画

地区のまちづくりの内容を具体的に定めるものであり、「地区計画の目標、整備・開発及び保全に関する方針」に従って、必要に応じて、道路、公園などの配置や建築物、土地利用に関する制限などを詳しく定めるものです。

地区整備計画で定めのないものは、直接の規制はありませんが、地区整備計画が定められた区域は、開発(土地の区画形質の変更)や建築等に際して、町長へ「地区計画の届出」が必要となります。また、地区整備計画の内容が町の建築制限条例に定められた場合には、建

築基準法上の制限となり、当該条例の内容(地区計画の内容)に適合しなければ開発及び建築することができません。また、開発許可についても、地区計画の内容に適合しなければなりません。

○邑楽町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例

邑楽南地区地区計画の地区整備計画の内容は「邑楽町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(以下、「条例」という)」に定められています。邑楽南地区地区計画の区域内で建築物等を建築する場合は、標記の条例の内容に適合しているかを建築確認申請で審査がされることになります。

○地区計画及び条例の施行日

地区計画及び条例の施行日は令和3年5月1日(以下、「基準日」という。)となります。

2. 地区計画の内容

邑楽南地区で定めている地区計画は次のとおりです。

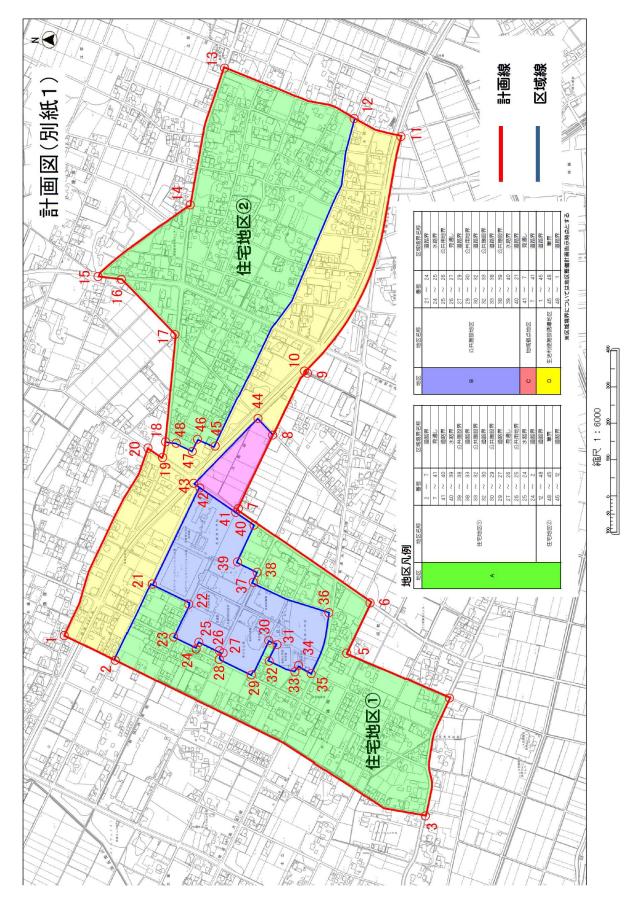
※なお、邑楽中央地区については、公共施設用地のため、本手引きは邑楽南地区について のみ解説します。

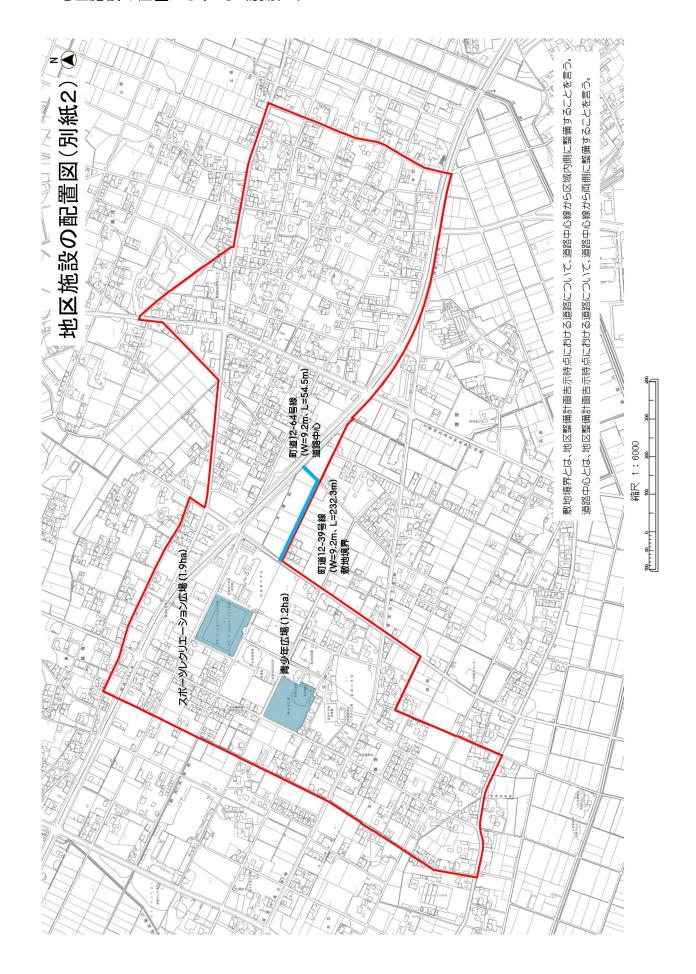
(1) 地区計画の方針

名称		邑楽南地区地区計画
		邑楽町大字篠塚字坪谷、字水立、字大黒、 大字狸塚字十三軒、字昭和、字店、字高原、字本郷、字江原の各一部
	面積	約 100ha
区域。	地区計画の目標	本地区は、町の南部に位置する市街化調整区域の既存集落である。地区内には、住宅や併用店舗、郵便局、邑楽南中学校、長柄小学校、長柄幼稚園、町民体育館、武道館、スポーツレクリエーション広場、長柄公民館など公共公益施設が多数存在し、大規模指定集落地として都市計画マスタープランにも生活拠点として位置づけられている。また、地区内を広域幹線道路国道 354 号と県道足利邑楽行田線が交差する町の交通の要所となっており、既存集落と一体となり今後も良好な集落の形成が期待できる地区である。一方で本地区は人口減少が進んでおり、集落の維持や地域コミュニティの希薄化といった将来的な問題が懸念されている。また、生活利便施設が無く日常生活における利便性が低くなっている。これらのことから、地区計画を定め無秩序な宅地開発による環境の悪化を防止し、優れた住環境の維持・保全を図りつつ、地域コミュニティの形成に努めるとともに、良好な田園環境が広がる当該地域での定住人口の維持を図り、地域の活性化と緑豊かで持続可能なまちづくりを目標とする。
の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	【住宅地区】 地区周辺の閑静な住宅地として、良好な集落住環境として維持保全を図る。 【公共施設地区】 地域のコミュニティを支える社会基盤として、整備・維持を図る。 【地域拠点地区】 地域における生活の拠点、交通の要所として整備を図る。 【生活利便施設誘導地区】 住宅地区との調和に配慮するとともに、国道に接する利便性を活かし、地域住民の日常生活の利便性に配慮した店舗等も建築できる地区として良好な居住環境の形成を図る。
	整備の方針公共施設等の	スポーツレクリエーション広場を中心とした公共施設を新旧住民のコミュニティの拠点 として維持•保全を図る。
	整備の方針	本地区が保有する閑静でゆとりある居住環境の維持・保全を図る。 なお、調和のとれた良好な居住環境の形成を図るため、建築物等の用途制限、建築物の容積率、建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物の意匠の制限のそれぞれについて定める。

(2) 邑楽南地区の区域と地区施設の配置

邑楽南地区の区域について(別紙1)





(3) 地区整備計画

	地			名称	幅員	延長	配置	
	区施設	道	路	町道 12-39 号線	9.2m	232.3m	地区施設の配置図の とおり	
	配			町道 12-64 号線	9.2m	54.5m	"	
	地区施設の配置及び規模 選 域 歩・ 等・		広場	スポーツレクリエーション広場 (1.9ha)、青少年広場 (1.2ha)				
		地区(地区の名称	【住宅地区】	【公共施設地区】	【地域拠点地区】	【生活利便施設誘導 地区】	
		地区の区分	地区の面積	約 61.8ha	約 12.1ha	約 2.1ha	約 24.0ha	
地区整備計画	建築物等に関する事項		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	もののうち建築基準 法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以 下「政令」という。) 第 130 条の3で定め るもの (3) 店舗、飲食店そ の他これらに類する 用途に供するものの うち政令第 130 条の 5の2で定めるもの	築物以外は、建築してはならない。(1)学校(大等等ををできるとのでではならない。)、当年をできるとのでは、事ででは、事でできるとのでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まず	その用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡未満のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)(2)公衆便所(3)路線バスの停留所の上家(4)前各号の建築物に附属する倉庫(政	(2)店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令第130条の5の2で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)	
				でその用途に供する部分の床面積の合			(3)物品販売業を営む店舗(専ら性的好	

 			_		
		計が 150 ㎡以内の			奇心をそそる写真そ
		もの(3階以上の部			の他の物品の販売を
		分をその用途に供す			行うものを除く。)又
		るものを除く。)			は飲食店の用途に供
		(4)神社、寺院、教会			するものでその用途
		その他これらに類す			に供する部分の床面
		るもの			積の合計が 1,000 ㎡
		(5)診療所、保育所			未満のもの(3階以
		(6)巡査派出所、公			上の部分をその用途
		衆電話所その他こ			に供するものを除
		れらに類する政令第			<.)
		130 条の 4 で定める			(4)診療所、保育所
		公益上必要な建築			(5)巡査派出所、公
		物			衆電話所その他これ
		(7)前各号の建築物			らに類する政令第
		に附属するもの(政			130 条の 4 で定める
		令第 130 条の5で定			公益上必要な建築
		めるものを除く。)			物
					(6)前各号の建築物
					に附属するもの(政
					令第 130 条の5で定
					めるものを除く。)
容	腎積率の	45 /40		00/40	
⋾	最高限度	15/10		20/10	
]	建蔽率の	6/10		7/10	
围	最高限度	0/10		17 10	
3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	建築物の				1,000 m²
	地面積				ただし、建築物等
)最低限	280 m²	_	1,000 m²	の用途の制限(1)に
	度				掲げる住宅の敷地は
	<i>1</i> ×				除<

壁面の位置の制限	建築にはから距離は、当のでは、1.0ののには、1.0ののでは、1.0ののでは、1.0ののでは、当のではののでは、当のではでのでは、当のではでは、当のでは、当のでは、			
建築物等 の高さの 最高限度	10 m	_	12 m	12 m
は意匠の 制限 垣又はさ くの構造	建築物等の屋根や外の景観と調和したもの		- 又は案内板の色彩やF -	杉態等の意匠は、周囲
の制限 備 考				

3. 地区計画の内容の解説 (条例第4条)

建築物の制限について

建築物の用途の制限 (条例第4条第1号)

住宅地区、公共施設地区、地域拠点地区及び生活利便施設誘導地区では建築できる建築物を制限しています。各地区で建築できる用途については、下記の解説をご覧ください。

解説

生活の利便性を確保しつつ良好な居住環境を守っていくために、地区を4地区に分けて建築物の用途制限をしています。

- ■住宅地区 に建築することのできる建築物は、次の建築物となります。
 - (1) 住宅(共同住宅、3戸以上の長屋、寄宿舎又は下宿を除く。)
 - ⇒ 戸建て住宅、2世帯住宅は建築可能
 - (2) 兼用住宅のうち延べ面積の1/2以上を居住に供し、かつ、下記の用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)
 - ①事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土 交通大臣の指定するもののための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するも のを除く。)
 - ②日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店
 - ③理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - ④洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75kW以下のものに限る。)
 - ⑤自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。以下同じ。)を営むパン屋、米屋、 豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(原動機を使用する場合にあっては、その 出力の合計が 0.75kW 以下のものに限る。)
 - ⑥学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
 - ①美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が 0.75kW 以下のものに限る。)
 - (3)店舗、飲食店のうち下記に掲げる用途に供するものでその用途に供する床面積の合計が 150 ㎡以下のもの
 - ①日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店
 - ②理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類す

るサービス業を営む店舗

- ③洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。)
- ④自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。)
- ⑤学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
- (4)神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- (5)診療所、保育所
- (6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第 130 条の 4 で定める公益上必要な建築物
- (7) 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第 130 条の 5 で定めるものを除く。)

■地域拠点地区 に建築することのできる建築物は、次の建築物となります。

- (1)物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)又は飲食店の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 ㎡未満のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)
- (2) 公衆便所
- (3) 路線バスの停留所の上家
- (4) 前各号の建築物に附属する倉庫(建築基準法施行令第130条の5で定めるものを除 く。)

■生活利便施設誘導地区 に建築することのできる建築物は、次の建築物となります。

(1)住宅(群馬県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第3条第1号に規定 する住宅に限る)

⇒ 分家住宅のみ建築可能

- (2)店舗、飲食店のうち下記に掲げる用途に供するものでその用途に供する床面積の合計が 150 ㎡以下のもの
 - ①日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店
 - ②理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - ③洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。)
 - ④自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあつ

ては、その出力の合計が 0.75kW 以下のものに限る。)

- ⑤学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
- (3)物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)又は飲食店の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 1,000㎡未満のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)
- (4)診療所、保育所
- (5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第 130 条の 4 で定める公益上必要な建築物
- (6) 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第 130 条の5で定めるものを除く。)

■公共施設地区 に建築することのできる建築物は、次の建築物となります。

- (1) 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに 類するもの
- (2) 体育館(一般の利用に供する目的で地方公共団体が設置するものに限る。)
- (3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第 130 条の 4 で定める公益上必要な建築物
- (4) 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第 130 条の5で定めるものを除 <。)

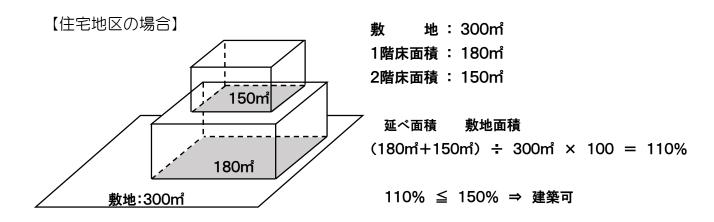
建築物の容積率の制限 (条例第4条第2号)

住宅地区、公共施設地区、地域拠点地区及び生活利便施設誘導地区では、建築できる建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合を制限しています。

(1)住宅地区 : 15/10(150%) (2)地域拠点地区 : 20/10(200%) (3)生活利便施設誘導地区: 20/10(200%) (4)公共施設地区 : 20/10(200%)

解説

日照や通風などの確保、防災や景観などの適切な住宅環境を維持するため地区の特性に応じ、建築できる建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合を制限しています。



※延べ面積:建築物の各階の床面積の合計(建築基準法施行令第2条第1項第4号)

建築物の建蔽率の制限 (条例第4条第3号)

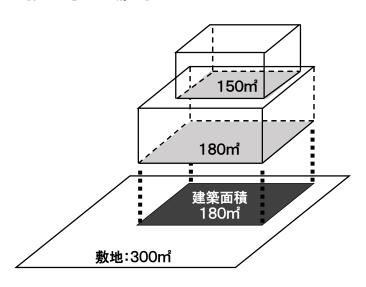
住宅地区、地域拠点地区、生活利便施設誘導地区及び公共施設地区では、建築できる建築面積の敷地面積に対する割合を制限しています。

(1)住宅地区 : 6/10(60%) (2)地域拠点地区 : 7/10(70%) (3)生活利便施設誘導地区: 7/10(70%) (4)公共施設地区 : 7/10(70%)

解説

日照や通風などの確保、防災や景観などの適切な住宅環境を維持するため地区の特性に応じ、建築できる建築面積(いわゆる建坪)の敷地面積に対する割合を制限しています。

【住宅地区の場合】



敷 地: 300㎡ 建築面積: 180㎡

建築面積 敷地面積 180㎡ ÷ 300㎡ × 100 = 60%

60% ≦ 60% ⇒ 建築可

※建築面積:外壁又は柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積(建築基準法施行令第2 条第1項第2号)

※本地区計画では、角地緩和規定の適用はありません。

建築物の敷地面積の最低限度 (条例第4条第4号)

建築物の敷地面積は、次の各号に掲げるものでなければなりません。

(1)住宅地区 : 280㎡以上 (2)地域拠点地区 : 1,000㎡以上

(2) 地域拠点地区 . 1,00011以上

(3) 生活利便施設誘導地区:1,000㎡以上(ただし、分家住宅を除く。)

(4)公共施設地区 :制限なし

解 説

宅地が小規模な開発などにより過度に細分化されることを防ぎ、日照や通風などの悪化等を防止するため地区の特性に応じ敷地面積の最低限度を定めています。 このため、

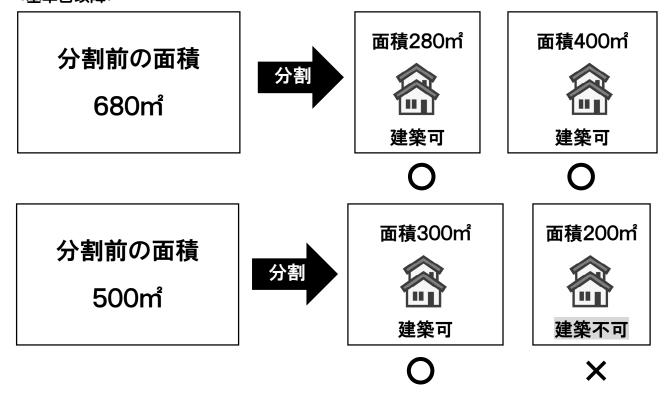
- ・住宅地区では280㎡以上あった土地を分割し、新たに280㎡未満となった土地では 建築物の建築はできません。
- ・地域拠点地区、生活利便施設誘導地区では1,000㎡以上あった土地を分割し、新たに1,000㎡未満となった土地では建築物の建築はできません。

【注 意】

- ① なお、住宅地区で280㎡未満、地域拠点地区、生活利便施設誘導地区で1,000㎡未満の土地について、基準日時点で、土地所有権、その他の権利(賃借権、地上権)に基づいて建築物の敷地として使用する場合は、この制限の適応なく建築物を建築することは可能です。
- ② 基準日後に敷地を分割し最低限度を下回った場合は、建築物を建築することは出来なくるため、分筆を行う前にご確認ください。
- ③ 基準日以降、最低限度を下回った土地の売買や相続等をする場合、条件によっては、譲渡後に開発及び建築出来ない場合がありますので、事前にご確認ください。

例1 敷地面積が最低限度(280㎡)以上の1つの土地を分割して建築する場合

<基準日以降>



例2 同一地権者が所有する隣接する複数の土地を売買して建築する場合

<基準日以降> 所有者B 所有者C 260m² 300m² 所有者A 所有者A 売買 260m² 300m² 建築不可 建築可 分筆 X 所有者B 所有者C 260+20m² 280m² 所有者A 所有者A 売買 260m² 280m² 建築可 建築可 20m²

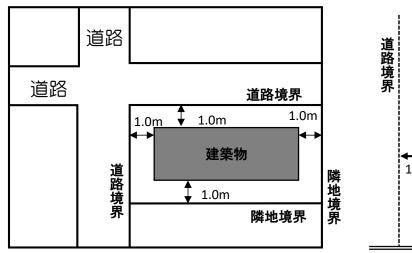
壁面の位置の限度 (条例第4条第5号)

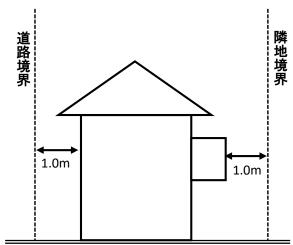
建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、敷地境界までの距離は、次に掲げるものでなければなりません。

(1)住宅地区 : 1.0 m以上(2)地域拠点地区 : 制限なし(3)生活利便施設誘導地区:制限なし(4)公共施設地区 : 制限なし

解説

火災などの防災対策や良好な近隣関係の維持形成のため、建物を敷地境界線から後退して 建設する制限を定めています。



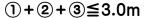


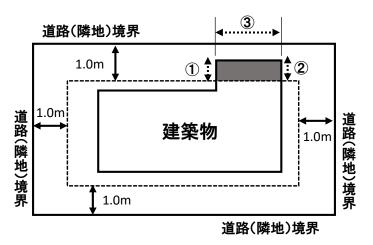
<壁面後退の対象>

例:一定規模以上のバルコニー、出窓等

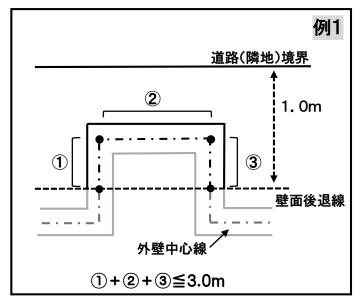
ただし、次の場合は建築可能です。

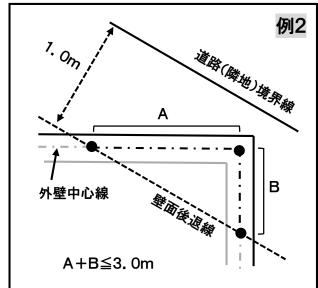
(1) 道路境界または隣地境界から 1.0 mの部分における建築 物の外壁又はこれに代わる 柱の中心線の長さの合計(①+②+③)が3.0 m以下 であるもの

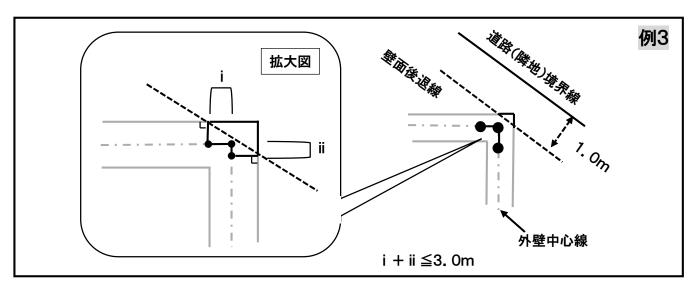




【算定方法の例】



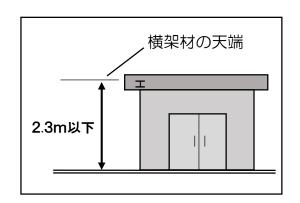


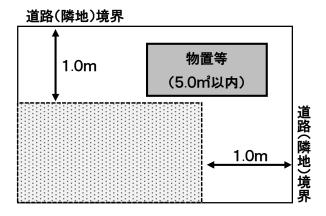


※壁面後退線を超える箇所が複数ある場合は、建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の 長さの合計が3.0m以下

例: ①+②+③+A+B+ i + ii ≦3.0m以下

(2)物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3 m以下で、かつ、床面積の合計が5 m以内であるもの





(3) 自動車車庫の用途に供し、外壁のないもの



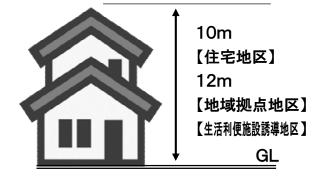
建築物の高さの限度 (条例第4条第6号)

建築物の地盤面から高さは、次の各号に掲げるものでなければなりません。

(1)住宅地区 : 10m(2)地域拠点地区 : 12m(3)生活利便施設誘導地区: 12m(4)公共施設地区 : 制限なし

解説

地区の景観や住環境を維持するため、建築物の高さの最高限度を上記のとおりとしました。 なお、建築物の高さとは、地盤面から建築物の最も高い部分までの高さを言います。



建築物の高さとは?

建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定される高さ

建築物等の形態又は意匠の制限(地区整備計画)

地区の景観や居住環境を維持するため、建築物の屋根や外壁等、広告塔、広告物又は案内板の色彩や形態等の意匠は、周囲の景観と調和したものとしてください。

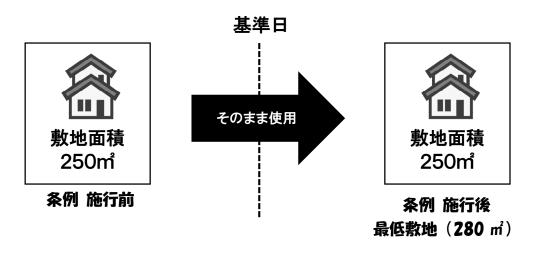
4. 建築物の敷地面積の制限の適用除外について

(条例第5条)

- (1)建築物の敷地面積の最低限度の規定(条例第4条第4号)により、住宅地区は280㎡以上、地域拠点地区及び生活利便施設誘導地区は1,000㎡以上の建築物の敷地とする必要がありますが、基準日時点において、現に建築物の敷地として使用されている場合や、土地所有権その他権利により建築物の建築について権利を有する土地の場合で、その全部を一の敷地として使用する場合は、それぞれの規制面積未満の土地で建築することができます(建築物の敷地面積の最低限度の適用除外)。
 - ⇒ 条例の施行前から敷地面積の規定に適合していない敷地であれば敷地面積は適用 しない。

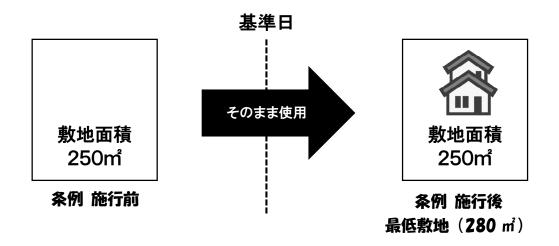
【例:住宅地区】

基準日前から建築物が既に建っている場合



基準日前の敷地制限に適合していれば、適用除外となります(ただし、増築・改築等を行う場合は、建蔽率・容積率等は施行後の基準を満たす必要あり)。

基準日前に建築物が建っていなかった場合で、基準日における所有権、その他権利(賃借権、地上権)に基づいて、建築物の敷地として使用する場合



敷地面積の制限以下である土地に建築物を建築しても適用除外となります(ただし、新築する際は、建蔽率・容積率等は施行後の基準を満たす必要あり)。

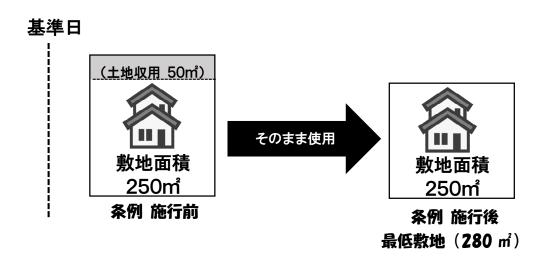
※隣接地に同じ所有権等を有している場合は適用除外となりません。 所有権等の移転が伴う場合は、事前にお問い合わせください。

※ただし、以下に該当する場合は、適用除外とはなりません。

- ① 施行日前の敷地面積の制限に違反していた土地
- ② 敷地面積の制限に適合するようになった土地

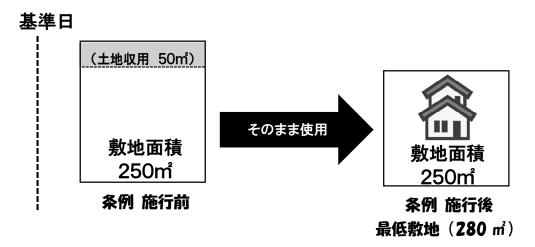
- (2)建築物の敷地面積の最低限度の規定(条例第4条第4号)により、住宅地区は280㎡以上、地域拠点地区及び生活利便施設誘導地区は1,000㎡以上の建築物の敷地とする必要がありますが、建築基準法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少し、敷地面積の制限に適合しなくなった、現に建築物の敷地とし使用されている土地や、現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば敷地面積規定に適合しないこととなる土地で、その全部を一の敷地として使用する場合は、それぞれの規制面積未満の土地で建築することができます(建築物の敷地面積の最低限度の適用除外)。
 - ⇒ 公共事業の施行等により敷地面積が減少し、敷地面積の制限に適合しなくなった土地であれば敷地面積は適用しない。

土地収用法の事業の施行日前から建築物が既に建っている場合



条例の施行日後に公共事業の施行等により建築物の敷地面積が減少した場合は、敷地面積の制限に適合していなくとも適用除外となります(ただし、増築・改築等を行う場合は、建蔽率・容積率等は施行後の基準を満たす必要あり)。

土地収用法の事業の施行日前から建築物が建っていなかった場合



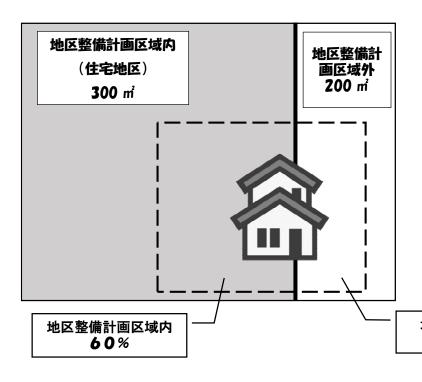
条例の施行日後に土地収用法等により建築物の敷地面積が制限以下に減少した場合で、所有権その他の権利(賃借権、地上権)に基づいて、建築物の敷地使用する場合は、敷地の制限以下である土地に建築物を建築しても適用除外となります(ただし、新築等する際は、建蔽率・容積率等は施行後の基準を満たす必要あり)。

※ただし、以下に該当する場合は、適用除外とはなりません。

- ① 建築基準法第86条の9第1項各号による敷地面積の減少以前に既に敷地面積規程に違反している土地
- ② 敷地面積の制限に適合するようになった土地

5. 建築物の敷地が地区整備計画区域の内外に わたる場合 (条例第6条)

建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合における条例第4条(第1号及び第4号)の規定の適用については、その敷地の過半が当該地区整備計画区域に属するときは当該建築物又はその敷地の全部について、条例第4条(第1号及び第4号)の規定を適用し、その敷地の過半が当該地区整備計画区域の外に属するときは当該建築物又はその敷地の全部について、同条の規定を適用しない。



建築物の敷地が「地区計画区域 内」と「地区計画区域外」にまたが る場合は、敷地の過半を占める 地区の規定を適応する。

左記の場合は、敷地の割合60% を占める**地区計画(住宅地区)**の 規定を適用するため、

・用 途:住宅地区

敷地面積の最低限度:280 ㎡

となる。

地区整備計画区域外 **40**%

条例第4条第1号及び第4号と、それ以外の制限について

条例	内容	適用
第4条第1号	建築物の用途の制限	上記
第4条第2号	建築物の容積率の最高限度	建築基準法第 68 条の 8 の規定(面積按 分)を適用
第4条第3号	建築物の建蔽率の最高限度	建築基準法第 68 条の 8 の規定(面積按 分)を適用
第4条第4号	建築物の敷地面積の最低限度	上記
第4条第5号	壁面の位置の制限	建築物の部分ごとに区域の制限を受ける
第4条第6号	建築物の高さの最高限度	建築物の部分ごとに区域の制限を受ける

6. 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合

(条例第7条)

条例第7条の規定により敷地の過半が属する地区の規定を適用する。 例としては条例第6条と同様になります。

7. 既存不適格建築物について (条例第8条)

既存不適格建築物とは、建築当時は適法に建築されていたが、その後の法改正により、現在の法律等に適合しなくなっている建築物のことです。

ここでは、地区計画の施行により、既存不適格建築物になった建築物について記述します。

既存不適格建築物になってしまった・・・

基準日において、既にある建築物(工事中を含む)の敷地については建築基準法第3条第2項の規定により、建築物の用途の制限(条例第4条第1号)の規定の適用は受けないため、そのままの形態で使用することは問題ありません。

用途に対して既存不適格建築物でも増築・改築は可能か?

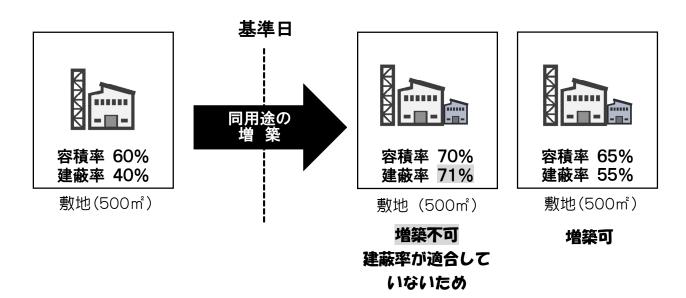
(条例第8条第1項第1号~第5号)

建築物の用途の制限(条例第4条第1号)が定められている地区の既存不適格建築物について、下記の条件に限り、増築又は改築する場合においては、建築物の用途の制限は適用しません。

- (1) 増築または改築が基準時における敷地内のものであり、かつ、増築または改築後における容積率及び建蔽率が法第52条第1項、第2項、第7項、法第53条の規定に適合すること。
 - ⇒ 既存の建築物は、建築基準法第52条第1項、第2項、第7項、建築基準法第53条の規定の容積率 (200%)、建蔽率 (70%) 内で増築及び改築が可能。

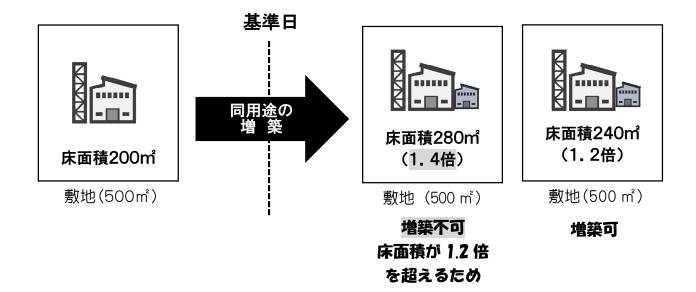
【例:生活利便施設誘導地区】 ≪容積率200%・建蔽率70%≫

基準日前から建築物(工場)が既に建っている場合



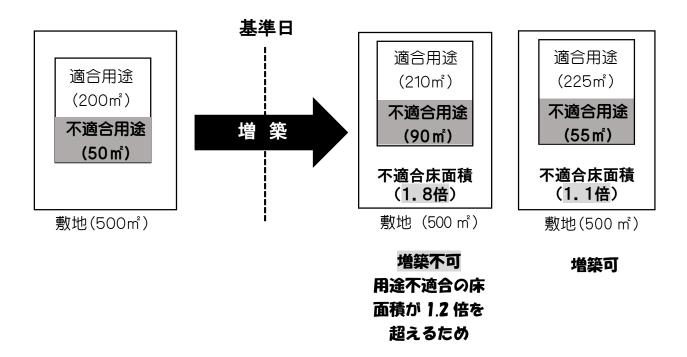
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2 倍を超えないこと。
 - ⇒ 建築物は 1.2 倍まで増築可能

基準日前から適法な建築物(工場)が既に建っている場合



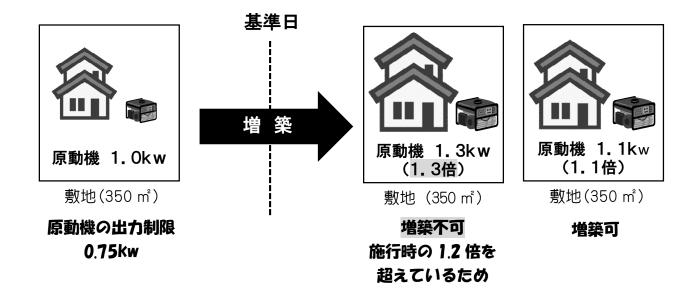
- (3) 増築後の条例第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
 - ⇒ 建築物の"一部分"が適合していない用途である場合は、その適合していない用途部分の床面積の合計が 1.2 倍までは増築可能

基準日前から適法な建築物 (一部が用途不適合) が既に建っている場合



- (4) 第4条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、施行時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の 1.2 倍を超えないこと。
 - ⇒ 原動機の出力等が既存不適格建築物の理由となっている場合は、増築・改築後の 出力等は基準時の出力の 1.2 倍以下まで可能

原動機の出力が既存不適格建築物の理由となっている場合



- (5) 用途の変更(令第 137 条の 18 第 1 項に規定する範囲内のものを除く。)を伴わない こと。
- ⇒ 現に適合してない建築物の用途を、適合していない別の用途へ変更して増築、改築することはできません。

【注意】

現に適合してない建築物の用途を、適合する用途へ変更する場合は、その他の建築物の制限(条例第4条)に適合するように増築・改築することになります。

※工事を伴わず、建物の用途変更をする場合は都市計画法の開発手続きが必要となる場合があるため注意が必要です。

既存不適格建築物でも大規模修繕・模様替えは可能か?

(条例第8条第2項)

法第3条第2項の規定により建築物の用途の制限(条例第4条第1号)の規定の適用を受けない建築物について、用途の変更を伴わない範囲内で大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、建築物の用途の制限(条例第4条第1号)の規定は適用しません。

⇒ 大規模修繕・模様替は用途変更を伴わない範囲で可能です。

【補足】

・増 築: 床面積を増やす建築工事

・改 築: 既存の床面積の 1.2 倍以内で、建て替え等を行う建築工事

大規模の修繕: 建築の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根または階段)の一種以上

について行う過半の修繕

・大規模の模様替: 建築の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根または階段)の一種以上

について行う過半の模様替え

※増改築は、行う内容によって新築扱いになる場合があるため注意が必要です。

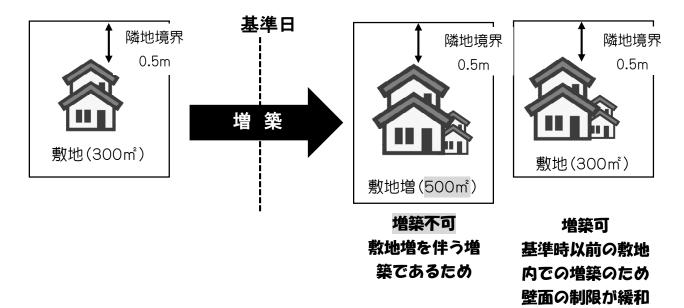
壁面の位置の制限に対して既存不適格建築物でも増改築等は

可能か? (条例第8条第3項)

壁面の位置の制限が定められている地区の既存不適格建築物について、下記の条件に限り、増築、改築、大規模改修・模様替をする場合においては、壁面の位置の制限は適用しません。

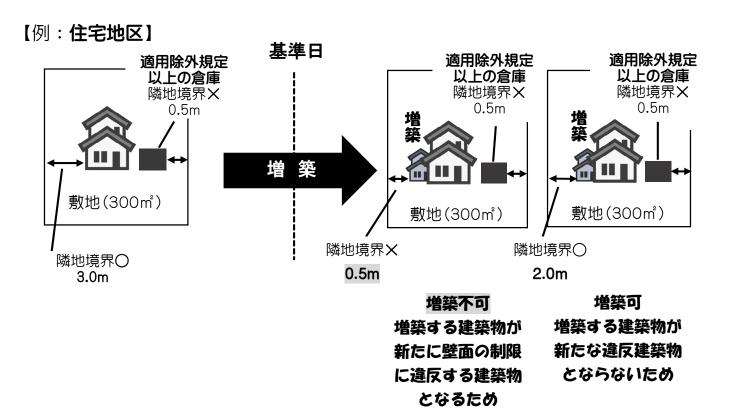
- (1) 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替が基準時における敷地内におけるものであること。
 - ⇒ 基準日前における敷地内で建築物の増改築等を行う場合は、壁面の位置の制限は 適用しない。

【例:住宅地区】



される

- (2) 増築又は改築に係る部分が壁面の位置の制限(第4条第5号)を受ける部分を含まないものであること。
 - ⇒ 増築又は改築する"部分"は壁面の位置の制限に適合することが必要です。



8. 罰則について (条例第11条)

地区計画の実効性を確保するため、地区計画区域内において建築物等を建築する際に 「邑楽町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例」の内容に違反をする者に対 する罰則を規定しています。

罰則の内容

次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 条例第4条における**建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度**の規定に違 反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地面積を減少させたことにより、第4条における**建築物の敷地面積の最低限度**の規定に違反することとなった場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者
- (3) 第4条における**建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度**の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合にあっては、当該建築物の工事施工者)
- (4) 工事を伴わずに用途を変更する場合において、条例第4条における**建築物の用途の** 制限の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

【注 意】—

違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同様の罰金刑を科する(第 11 条 第 2 項)。

【重 要】

法人等の代理人等が違反行為を行った場合においては、その行為者を罰するほか、 法人等に対して同様の罰金刑を科する。ただし、代理人等の当該違反行為を防止する ため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、 法人等は、この限りではありません(条例第 11 条第 3 項)。

9. 地区施設について

地区計画内における道路や公園等、良好な住環境の形成を図るため、町として整備、維持・保全する施設を定めています。

道路

地区施設として規定している道路は下記の2路線になります。

表. 邑楽南地区における地区施設道路

名 称	幅員	延長
町道 12-39 号線	9.2m	232.3m
町道 12-64 号線	9.2m	54.5m

公園·緑地·広場等

地区施設として規定している公園等は下記の2箇所になります。

- ・スポーツレクリエーション広場(1.9ha)
- 青少年広場(1. 2ha)

【注意】

地区計画内において、土地の開発許可申請(都市計画法第29条)等を行う場合、同法第33条第1項第5号により、地区計画の内容に適合する必要があります。したがって、地区施設に定められている道路、公園等についても、その内容に適合しているかどうかが開発許可の判断基準の1つとなります。また、開発許可申請等の立地基準が、同法第34条第10号の規定に基づく場合には、申請内容が地区計画に定められた内容に適合しなければ許可になりません。

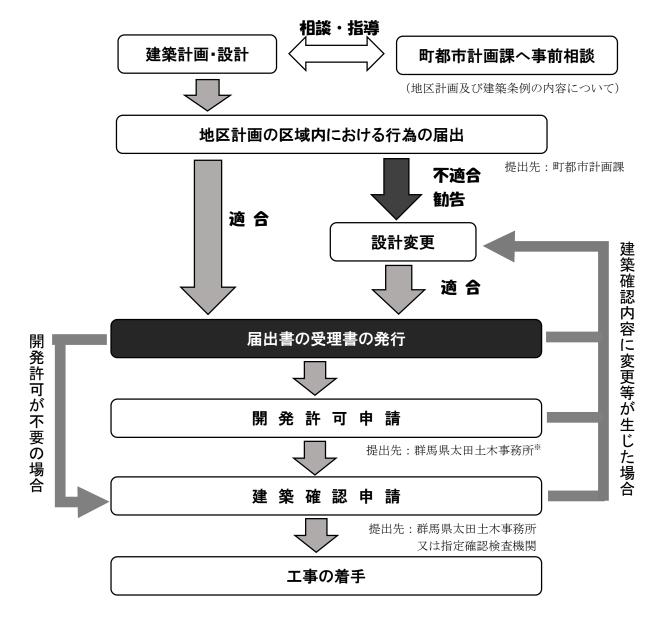
10. 地区計画区域内の届出について

地区計画区域内で届出の必要な行為をする場合は、**工事(行為)着手の30日前まで**に役場都市計画課に届出書を提出する必要があります(都市計画法第58条の2)。

また、届出内容を変更した場合は、再度、「変更届出書」(添付書類も含む)を提出してください。

なお、地区計画の内容に適合しない場合には、設計変更などの勧告を受けることになり、 その行為に着手することは出来ません。

届出から工事着手までの流れ



- ※ 開発規模 10,000 ㎡以上又は開発審査会案件は群馬県建築課の審査となります。
- ※ 各申請において審査に要する期間は、直接提出先にご確認ください。

届出が必要な行為

地区計画の区域内において、下記の行為(工事)を行う場合は、届出が必要となります(都市計画法第58条の2)。

- (1) 土地の区画形質を変更する場合(切土、盛土及び区画等の変更、土地を分筆、合筆する場合)
- (2) 建築物の建築 (新築・改築・増築等) をする場合
- (3) その他政令(都市計画法施行令第38条の4)で定める行為を行う場合
 - ・ 建築物等の用途の変更
 - ・建築物、広告物等の色彩や意匠の変更

届出を必要としない行為

上記の行為の中で、下記に記載する通常の管理行為、軽易な行為その他の行為(都市計画法施行令第38条の5)については届出が不要となります。

都市計画法施行令第38条の5【抜粋】

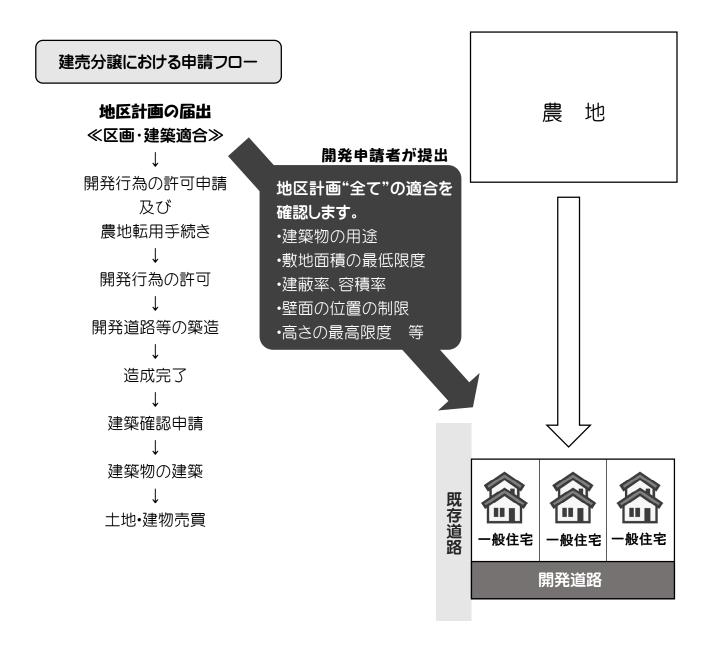
- 1 次に掲げる土地の区画形質の変更
 - イ 建築物で仮設のものの建築又は工作物で仮設のものの建設の用に供する目的 で行う土地の区画形質の変更
 - □ 既存の建築物等の管理のために必要な土地の区画形質の変更
 - ハ 農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更
- 2 次に掲げる建築物の建築又は工作物の建設
 - イ 前号イに掲げる建築物の建築又は工作物の建設
 - ロ 屋外広告物で表示面積が一平方メートル以下であり、かつ、高さが三メートル以下であるものの表示又は掲出のために必要な工作物の建設
 - ハ 水道管、下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの建設
 - 二 建築物の存する敷地内の当該建築物に附属する物干場、建築設備、受信用の空中線系(その支持物を含む。)、旗ざおその他これらに類する工作物の建設
 - ホ 農林漁業を営むために必要な物置、作業小屋その他これらに類する建築物の建築 築又は工作物の建設
- 3 次に掲げる建築物等の用途の変更
 - イ 建築物等で仮設のものの用途の変更
 - □ 建築物等の用途を前号ホに掲げるものとする建築物等の用途の変更
- 4 第二号に掲げる建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更
- 5 次に掲げる木竹の伐採
 - イ 除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - 二 仮植した木竹の伐採
 - ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 6 前各号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う う行為

※届出が必要かどうか判断が難しい場合は、都市計画課までご相談ください。

届出例

建売分譲の場合

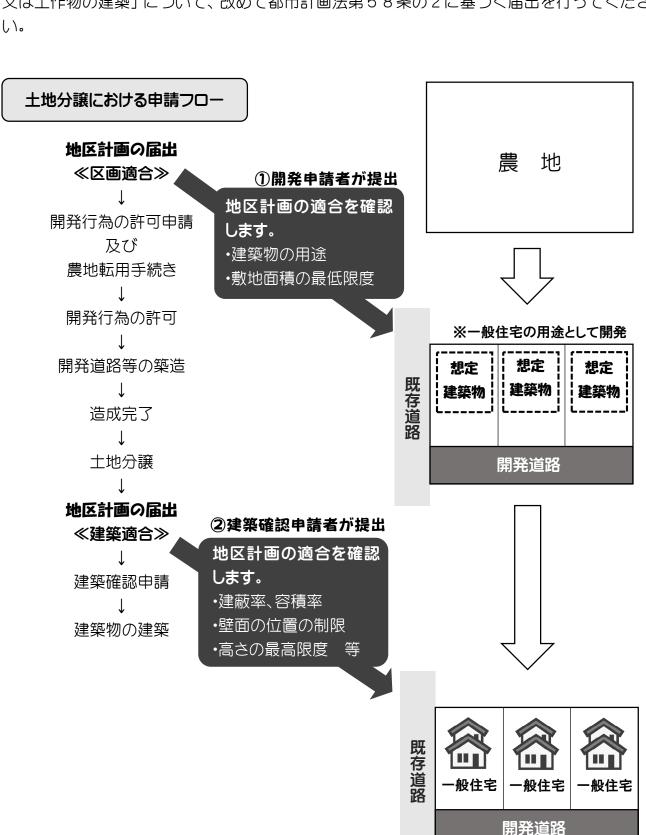
各分譲区画及び建売する建築物が地区計画に適合するかを町で確認します。「土地の区画 形質の変更」と「建築物の建築又は工作物の建築」について、都市計画法第58条の2に基 づく届出を行ってください。



1 戸の開発行為及び住宅建築も同じ続きとなります。

土地分譲の場合

各分譲区画及び"想定している建築物"が地区整備計画に適合するかを町で確認します。「土地の区画形質の変更」について、都市計画法第58条の2に準ずる届出を行ってください。なお、土地分譲・売買が完了し、具体的な建築物の建築が確定したら、「建築物の建築又は工作物の建築」について、改めて都市計画法第58条の2に基づく届出を行ってください。



届出に必要な書類

(1) 届出書類

①地区計画の区域内における行為の届出書(別記様式第1号)・・・ 正・副各1部

②下記、添付書類 · ・・ 2 部

届出行為の種類	土地の区	建築物の 建築	工作物の 建設	建築物等	建築物等の	
添付図書	画形質の変更	質の 新築、改築 新設、増 の用途の		の用途の	形態又は色彩その他の意匠の変更	
位置図(1/2,500以上)	0	0	0	0	0	
公図	\circ	0		\circ		
土地求積図	0	0				
建物配置図 (1/100以上)	\circ	\bigcirc	\circ	0	0	
建物求積図		0		\circ		
建物各階平面図 (1/100以上)		0		0		
建物立面図(2面以上) (1/100以上)		0			0	
建物断面図(矩形図)		0				
土地断面図(2方向) (1/100以上)	\circ					
外構仕上げ平面図		0	\circ	\circ		
構造図			0			
設計・施工図	\circ					
その他町長が必要と認めるもの	0	0	0	0	0	

※必要に応じて、その他参考となるべき事項を記載した図書を添付してください。

- ・地区計画決定前から敷地面積が最低限度を満たさない場合など
 - →「土地登記簿謄本等の写し」

(2)届出先

邑楽町役場 都市計画課 TEL:0276-47-5039 (直通)

(3) 届出時期

行為(工事)着手日の30日前までに届出書を提出してください。

変更の届出

届出を行った後、設計又は施工方法等を変更する場合は、「地区計画の区域内における行為の変更届出書(別記様式第2号)」を正・副各1部提出する必要があります。なお、届出時に添付した図書の内、変更のない図書については、省略することができます。

行為の取りやめ・取下げの届出

届出を行った後、何らかの理由で行為を取りやめ、取り下げたい場合は、取下げの届出を 行う必要があります。

11. 開発許可制度との関わりについて

邑楽南地区地区計画は市街化調整区域に属しているため、建築や用途変更等を行う上では、開発許可制度(都市計画法第29条、第42条及び第43条等)に基づく許可手続きが必要となる可能性があります。

そこで、本書 P 3 5 「届出から工事着手までの流れ」にあるとおり、届出書の受理書の発行以降に「開発許可申請」が必要となるか否か、あらかじめ群馬県太田土木事務所(一部の案件は群馬県建築課)に相談してください。

相談の結果、開発許可申請(都市計画法第29条)等を行う場合には、同法第33条第1項第5号により、地区計画の内容に適合する必要があります。

また、開発許可申請等の立地基準(同法第34条)が、同条第10号の規定に基づく場合には、申請内容が地区計画に定められて内容に適合していなければ許可になりません。

12. Q&A について

邑楽南地区地区計画におけるQ&AはQ&A集を作成しています。別添「**邑楽南地区地区** 計画Q&A集」をご確認ください。

邑楽南地区地区計画 Q&A集

令和5年3月

群馬県 邑楽町

Q&A

開発	道路境界、隣地境界の確定は必須か?	壁面の位置の限度(条例第4条第5号)を確認する必要があるため、住宅地区に建築物を建築する場合は必要となります。
開発	地区計画施行後に、地区計画区域内で地区	地区計画に合致しないことで都市計画法第33条
	計画に合致しない内容で、都市計画法第 34	第1項第5号及び同法第34条第10号に抵触するこ
	条第 12 号による大規模指定既存集落の開	ととなるため、原則開発許可は行えません。なお、
	発行為の許可申請があった場合は、開発不	令和4年3月31日に長柄地区(水立、大黒、十三軒、
	可という認識でよいか?	本郷、江原)の大規模指定既存集落は廃止になり
		ました。
開発	地区計画(住宅地区内)において、複数区画	想定建築物の用途が確定していて、開発行為の内
	の宅地分譲(建売分譲 or 土地分譲)を行い	容が、都市計画法第33条の技術基準及び都市計
	たい。開発行為により、開発道路を築造する	画法第34条の地区計画の内容に適合し、都市計
	ことは可能か?	画法第29条の開発許可されるものであれば可能
		です。なお、法33条及び同法第34条への適合に
		ついては町都市計画課、その他については及び
		太田土木事務所へお問い合わせください。
		【手引き P. 38-39 参照】
開発	地区計画(住宅地区内)において、複数区画	地区計画に適合する開発行為の場合は原則可能
	の宅地分譲(土地分譲 or 建売分譲)を目的	ですが、農地転用の可否について町農業委員会
	として農地転用を行うことは可能か?	へご確認ください。【参考:農地法施行規則第47条
		第5号(卜)】
開発	一般住宅として開発行為の許可された土地	都市計画法第 42 条の建築等の制限があるため、
	分譲地に店舗兼用住宅や店舗を建築するこ	用途変更の手続きが必要となります。なお、変更
	とは可能か?	後の用途は地区計画の内容に適合している必要
		があるため、予め町都市計画課及び太田土木事
		務所へご相談ください。
開発•	地区計画内において、新たに動物病院やトリ	動物病院、トリミングサロン等は都市計画法施行
建築	ミングサロン(ペット用)を建築することは可	令 130 条の 5 の 2 第 2 号の日常生活に不可欠な
	能か?	サービス業に該当しないと考えられます。したがっ
		て、邑楽南地区の地区整備計画にも該当しないた
		め開発行為、建築確認申請も不可となります。
建築	地区計画区域内において、分家要件で開発	そのとおりです。地区計画区域内で建築物を建て
	行為の発許可を受けた場合でも、建蔽率・容	る場合は、開発行為の許可の要件に適合した上
	積率など建築制限条例の制限に従うのか? 	で、かつ建築制限条例に則った建築物である必要 があります。
		,5 3,5 5,5

建築

床面積が条例で定める内容を超える既存不 適格建築物について、増築は可能か? 【例】

邑楽南地区地区計画(住宅地区内)において、床面積 151 ㎡の店舗(建築制限条例(住宅地区(3))の増築を行う場合は、町の建築制限条例第8条の規程により1.2倍まで増築は可能か?

基準日前から存在し、既存不適格建築物となった 理由が用途にある場合の建築物については、1.2 倍まで増築可能です。

しかし、施行後も建築制限条例に適合している建築物については、増築が1.2倍の範囲内でも、用途の制限を超える建築物への増築はできません。

【例】

邑楽南地区地区計画(住宅地区内)において、床 面積 149 ㎡の店舗を 150 ㎡を超える店舗への増 築はできません。

建築

開発行為の許可と建築確認が地区計画の施 行日を跨いでいた場合について、手続きは どうなるのか?

地区計画の施行日前に、都市計画法第34条 第12号の開発行為の許可を受けており、施 行日後に建築確認申請を行う場合、

- ①建築確認が建築制限条例に適合している 場合は建築可
- ②建築確認が建築制限条例に適合していない場合は建築不可という考えでよいか?

【1】建築基準法上の扱いについて

建築制限条例の施行日を「施行日」とします。

- ①確認済証交付・着工共に施行日の前
- 建築制限条例に適合していなくても建築可。ただし、建築制限条例に適合しない部分は既存不適格となります。
- ②確認済証交付は施行日前、着工は施行日の後着工時点の法令、条例が適用されるので、建築制限条例に適合していない確認申請の場合は建築不可。この場合、改めて確認申請又は計画変更確認申請が必要となります。
- 【2】長期優良住宅の認定について 地区整備計画の告示日を「施行日」とします。 地区計画に適合しない場合は認定できません。

建築

地区計画の施行日前に建築確認済みとなり、工事着工している場合、建築中に建築確認済み内容に変更が生じた際は、既存不適格建築物となり、建築制限条例の適応除外に従う範囲内で変更が可能となると言うことでよいか?

既存不適格建築物とは、建築制限条例の施行日前に、同条例の制限に適合しない形で確認を取得し着工した場合の建築物を言います。

この場合で、同条例施行日以後に計画の変更をしようとするもので、増改築、大規模修繕模様替、用途変更を伴う場合は、建築制限条例に適合させることが必要となります。

手続き

地区計画の届出をする際に、土地の区画形質の変更と建築の両方該当する場合は、まとめて1つの届出で良いのか?

1つの届出で問題ありません。届出のタイミングについては、土地の区画形質の変更、建築物の新築等、どちらか手続きが早い時期に合わせてください。なお、建築確認申請などに変更が生じた場合には、町にも地区計画の変更届出を行ってください。

○邑楽町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例

令和3年3月9日 条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の 2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めること により、適正な都市機能及び健全な都市環境を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。 以下「政令」という。)において使用する用語の例による。

(適用区域)

第3条 この条例は、別表第1に掲げる地区整備計画が定められている区域(以下「地区整備計画区域」という。)に適用する。

(建築物の制限)

- 第4条 地区整備計画区域内の建築物又はその敷地は、次に掲げる事項について、別表第2(ア)欄に掲げる計画地区(地区整備計画区域を区分したものをいう。以下同じ。)の区分に応じ、同表(イ)欄に定める制限に適合するものでなければならない。
 - (1) 建築物の用途の制限
 - (2) 建築物の容積率の最高限度
 - (3) 建築物の建蔽率の最高限度
 - (4) 建築物の敷地面積の最低限度
 - (5) 壁面の位置の制限
 - (6) 建築物の高さの最高限度

(建築物の敷地面積の制限の適用除外)

第5条 前条(同条第4号に掲げる事項についての制限に係る部分に限る。)の規定(以下この条において「敷地面積規定」という。)の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で敷地面積規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば敷地面積規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合においては、敷地面積規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

- (1) 敷地面積規定の改正(敷地面積規定を廃止すると同時に新たにこれに相当する規定を制定する場合を含む。)がされた場合における当該改正後の敷地面積規定の施行又は適用の際、当該改正前の敷地面積規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該改正前の敷地面積規定に違反することとなった土地
- (2) 敷地面積規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば敷地面積規定に適合するに至った土地
- 2 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、 当該事業の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で敷地面積規定に適 合しなくなるもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使 用するならば敷地面積規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地 として使用する場合においては、敷地面積規定は、適用しない。ただし、次の各号のいず れかに該当する土地については、この限りでない。
 - (1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも敷地面積規定に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば敷地面積規定に違反することとなった土地
 - (2) 敷地面積規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば敷地面積規定に適合するに至った土地 (建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合の措置)
- 第6条 建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合における第4条(同条第1号及び第4号に掲げる事項についての制限に係る部分に限る。以下この条及び次条において同じ。)の規定の適用については、その敷地の過半が当該地区整備計画区域に属するときは当該建築物又はその敷地の全部について、第4条の規定を適用し、その敷地の過半が当該地区整備計画区域の外に属するときは当該建築物又はその敷地の全部について、同条の規定を適用しない。

(建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合の措置)

第7条 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合における第4条の規定の適用については、当該建築物又はその敷地の全部について、当該敷地の過半が属する計画地区に係る同条の規定を適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

- 第8条 法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により第4条(同条第1号に掲げる事項についての制限に係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。)の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内で増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。
 - (1) 増築又は改築が基準時(法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条の規定(同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項及び第3項において同じ。)における当該建築物の敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。
 - (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
 - (3) 増築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、 基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
 - (4) 第4条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。
 - (5) 用途の変更(政令第137条の18第1項に規定する範囲内のものを除く。)を伴わないこと。
- 2 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、前項第 5号に定める範囲内で大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3 条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。
- 3 法第3条第2項の規定により第4条(同条第5号に掲げる事項についての制限に係る 部分に限る。以下この項において同じ。)の規定の適用を受けない建築物について、次に 掲げる範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合で、法 第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。
 - (1) 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替が基準時における敷地内におけるものであること。
 - (2) 増築又は改築に係る部分が第4条の制限を受ける部分を含まないものであること。 (公益上必要な建築物の特例)

- 第9条 この条例の規定は、町長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ない と認めて、規則で定めるところにより許可したもの及びその敷地については、適用しな い。
- 2 町長は、前項に規定する許可をする場合においては、あらかじめ邑楽町都市計画審議 会の意見を聴かなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

- 第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第4条(同条第1号又は第4号に掲げる事項についての制限に係る部分に限る。) の規定に違反した場合(次号から第4号までに規定する場合を除く。)における当該建 築物の建築主
 - (2) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地面積を減少させたことにより、第4条(同条第4号に掲げる事項についての制限に係る部分に限る。)の規定に違反することとなった場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者
 - (3) 第4条(同条第2号、第3号、第5号又は第6号に掲げる事項についての制限に係る部分に限る。)の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合にあっては、当該建築物の工事施工者)
 - (4) 法第87条第2項において準用する第4条(同条第1号に掲げる事項についての制限 に係る部分に限る。)の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は 占有者
- 2 前項第3号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の 罰金刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りではない。

附則

この条例は、令和3年5月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

区域の名称	区域の範囲
日水中中地区軟件計画区社	令和3年邑楽町告示第268号により地区整備計画が
邑楽中央地区整備計画区域	定められた区域
 	令和3年邑楽町告示第161号により地区整備計画が
邑楽南地区整備計画区域	定められた区域

別表第2 (第4条関係)

	(ア)	(1)		
区域 名称	計画地区区分	建築物に関する制限		
邑楽中央地区整備計画区域	全域	用途の制限容積率の最高限度	次の各号に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 (1) 図書館、公民館、農産物直売所、公園管理事務所 (2) 地方公共団体の庁舎の用に供する建築物 (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (4) 公衆便所、休憩所、公衆電話所 (5) 前各項の建築物に附属するもの 10分の20	
		建蔽率の最 高限度	10分の 6	
邑楽南地区整備計画区域	住宅地区	用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 (1) 住宅(共同住宅、3戸以上の長屋、寄宿舎又は下宿を除く。) (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第130条の3で定めるもの (3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令第130条の5の2で定めるものでその用途に供	

		する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの (3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 診療所、保育所 (6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第 130条の4で定める公益上必要な建築物 (7) 前各号の建築物に附属するもの(政令第130条の5で定 めるものを除く。)
	容積率の最 高限度	10分の15
	建蔽率の最 高限度	10分の 6
	敷地面積の 最低限度	280平方メートル
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代る柱の面から敷地境界線までの 距離の最低限度は1メートルとする。(ただし、この限度に 満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次の各号の いずれかに該当する場合はこの限りではない。) (1) 外壁又はこれに代る柱の中心線の長さの合計が3メートル以下である場合 (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内 である場合 (3) 自動車車庫の用途に供し、外壁のないもの
	高さの最高	10メートル
公共施設地区	限度 用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 (1) 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの (2) 体育館(一般の利用に供する目的で地方公共団体が設置するものに限る。)

	容積率の最 高限度 建蔽率の最 高限度	(3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第 130条の4で定める公益上必要な建築物 (4) 前各号の建築物に附属するもの(政令第130条の5で定 めるものを除く。) 10分の20
地域	用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 (1) 物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真 その他の物品の販売を行うものを除く。)又は飲食店の用 途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計 が1,000平方メートル未満のもの(3階以上の部分をその 用途に供するものを除く。) (2) 公衆便所 (3) 路線バスの停留所の上家 (4) 前各号の建築物に附属する倉庫(政令第130条の5で定 めるものを除く。)
	容積率の最 高限度	10分の20
	建蔽率の最 高限度	10分の 7
	敷地面積の 最低限度	1,000平方メートル
	高さの最高 限度	12メートル

	敷地面積の 最低限度 高さの最高 限度	1,000平方メートル ただし、住宅の敷地は除く。 12メートル
	建蔽率の最 高限度	10分の 7
	容積率の最 高限度	10分の20
生活利便施設誘導地区	用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 (1) 住宅 (群馬県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例 (平成17年群馬県条例第39号)第3条第1号に規定する住宅に限る。以下同じ。) (2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令第130条の5の2で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) (3) 物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)又は飲食店の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) (4) 診療所、保育所 (5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (6) 前各号の建築物に附属するもの(政令第130条の5で定めるものを除く。)

【問合せ先】

邑楽町役場 都市計画課 都市計画係

〒370-0692 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 2570-1

電話:0276-88-5511(内線254)

0276-47-5039(直通)